

防災ラジオ貸与申請はお済みですか？

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。



問本防災危機管理課
TEL 23-7284

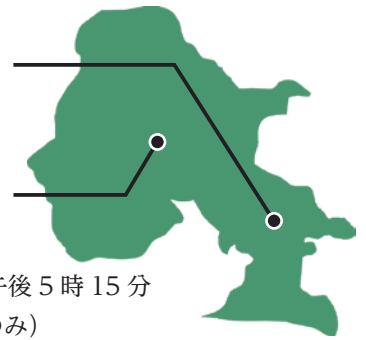
問石岡本庁舎 TEL 23-1111 (代)

〒 315-8640
石岡市石岡一丁目1番地1

問八郷総合支所 TEL 43-1111 (代)

〒 315-0195
石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分
※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



就学援助制度のおしらせ

▼市では、経済的な理由で支払いが困難な世帯に対し、公立小中学校に通う児童生徒の学用品費や給食費など学校生活に必要な費用の一部を援助しています。

申請方法／通学している学校に相談の上、各学校へ申請
※詳しくは市ホームページか

くらし・手続き

**3月30日土・4月7日日 午前9時～午後4時
臨時窓口を開設します**

市民課・保険年金課・社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課 ※八郷総合支所は開設しません
取扱業務

- ①転入・転出・転居などとそれに伴う手続き
- ・国民健康保険の加入と脱退 ・国民年金の加入
 - ・医療福祉費（マル福）申請 ・介護保険申請
 - ・後期高齢者医療の申請（被保険者証などの発行は除く）
 - ・障害者手帳などの住所変更
 - ・児童手当・児童扶養手当の申請

※他団体への確認が必要な手続きは除きます。

②各種証明書の発行（住民票の写し、戸籍、印鑑登録証明書、税証明書など）

③マイナンバーカードの申請・交付

問本市民課 TEL 23-7307

**認知症について
悩んでいませんか？**

①なごみ処「睦」開催



問支教育総務課
(内線1463)

らご確認ください



- ▼今回は、認知症サポーター養成講座と体操を行います。認知症についての正しい知識や、安心感を与える接し方など、良い循環を生むコツを楽しく学べます。また、体操を通して、脳の活性化を図りましょう。
- 日時**／3月27日 日
午後1時30分～3時
- 場所**／ふれあいの里石岡ひまわりの館 介護研修室
定員／20人（先着順）
- 申込方法**／3月22日 金までの平日午前8時30分～午後5時に電話またはファクスで申し込み
- ② **もの忘れ（認知症）相談会**
- ▼市内精神科医療機関の精神保健福祉士による相談会です。訪問での相談も受け付けています。秘密は厳守されます。
- 日時**／3月13・27日（ 水 ）
午後1時30分～4時
- 場所**／地域包括支援センター
または自宅
- 申込方法**／電話で申し込み
問地域包括支援センター
- TEL** 35・1127
FAX 35・1132

広告掲載欄

広告掲載欄

くらし・手続き

空き家を適切に
管理しましょう

▼所有者が空き家を適切に管理できずに「特定空家等」に認定され、再三の指導を受けても改善されずに勧告を受けた場合、住宅用地の特例がなくなり、固定資産税が高くなる場合があります。定期的な管理を行います。

空き家管理のポイント

除草や庭木の剪定は定期的

夏は雑草や枝が急激に繁茂し、害虫の発生に繋がります。秋から冬は、枯れた雑草や枝が火災の原因になることがあります。

建物の破損を放置しないで

屋根や軒裏、外壁などの破損箇所は飛散する可能性があります。窓ガラスやドアの破損は不審者が侵入する原因となる場合があります。

固本生活環境課

TEL 23・7301

軽自動車などの廃車・
名義変更手続はお早めに

▼軽自動車税は、その年の4月1日時点で登録している車両の所有者に課税されます。月割課税（還付）の制度がないため、令和6年4月2日以降に廃車や名義変更（譲渡）の手続きをした場合でも、令和6年度分の年税額すべての納付が必要です。

※廃車や名義変更手続を販売店などに依頼した場合、期日までに手続きが完了せず課税される場合があります。

※廃車の手続きが認められるのは原則、車両を手放す場合（廃車、名義変更）であり、車両を所有している限り課税されます。廃車手続きを行っても、賦課期日に車両を所有していることが確認できた場合は、さかのぼって課税されます。

軽自動車税の課税対象車両

- ① 原動機付自転車、ミニカー（排気量125cc以下）
- ② 小型特殊自動車（耕運機、トラクター、フォークリフトなど）

トなど）

- ③ 特定小型原動機付自転車
- ④ 軽二輪車、小型二輪自動車（排気量125cc超）
- ⑤ 三輪以上の軽自動車（排気量660cc以下）

手続期限／4月1日届
手続が必要な場合

- ① 廃車：今後使用しない盗難にあった、廃棄処分したなど
- ② 名義変更：売却した、他者に譲った、亡くなった家族名義のままになっているなど

固本税務課

TEL 23・5584

いばらき業務改善奨励金のご案内

▶ 県では、賃金引上げ後の事業場内最低賃金が990円以上の事業場に、業務改善助成金（国）の自己負担額の1/2を助成する「いばらき業務改善奨励金」の受付を開始しました（上限あり）。詳しくはホームページからご確認ください▶



対象者：事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、990円以上とし、生産性向上のための設備投資等を行う中小企業・小規模事業者など
申込期限：3月25日届
固本県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉 TEL 029-301-3635

ナンバー・車種区分	土浦・茨城・茨ナンバーの三輪以上の軽自動車	軽二輪車 小型二輪自動車	石岡市・八郷町ナンバーの原動機付自転車、ミニカー、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車（茨ナンバー・土浦99ナンバー含む）
手続場所	軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 TEL 050-3816-3106	茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2018	固本税務課市民税担当 TEL 23-5584 市民窓口課 TEL 43-1111

広告掲載欄

くらし・手続き

募

集

講座・教室

相

談

おしらせ

健康

イベント・催し